

鳥取市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月24日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第33号

鳥取市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取市行政財産使用料条例（昭和51年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第3条第1項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。